

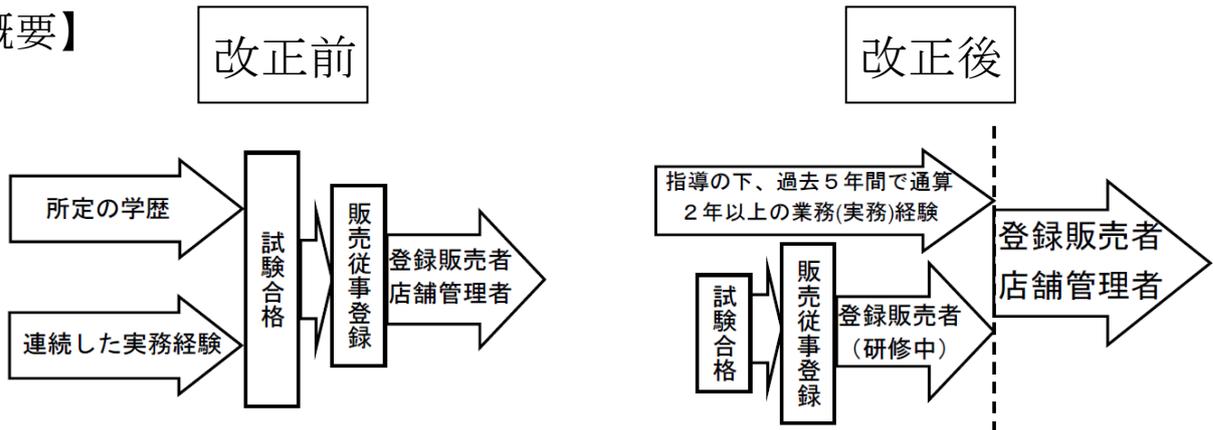
# 登録販売者制度の改正

平成 27 年 4 月 1 日施行

## 【背景】

- 登録販売者試験受験における実務経験の不正証明問題があった
- 業務経験の場所を問わず、全都道府県で受験可能なため、自治体での把握・確認が困難であった

## 【概要】



	改正前	改正後
試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学歴</li> <li>・ 学歴 + 実務経験</li> </ul>	<u>学歴や実務経験は不要</u>
登録販売者 (専門家)	登録販売者 (専門家) として、2 類・3 類の販売に従事できる	<u>業務 (実務) 経験が過去 5 年間で 2 年未満の者は指導者の下でのみ従事し、専門家としては勤務できない</u>
	名札又はその他の措置で区別する	従来に加え、 <u>業務 (実務) 経験が過去 5 年間で 2 年未満の者は「登録販売者 (研修中)」等の表記が必要</u>
管理者	第 1 類医薬品を販売する店舗の場合は一定条件施設で <u>3 年以上</u> の業務経験が必要	第 1 類医薬品を販売する店舗の場合は一定条件施設で、 <u>過去 5 年間で 3 年以上</u> の業務経験が必要
	第 2 類・3 類医薬品を販売する店舗の管理者になれる	上記「 <u>登録販売者 (研修中)</u> 」以外の登録販売者は管理者になれる
営業者	従事者の業務経験の証明は速やかに行う	従来に加え、業務 (実務) 経験を証明する書類は <u>勤務する店舗又は薬局に保管</u> する